

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月25日
【中間会計期間】	第7期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社東京スター銀行
【英訳名】	The Tokyo Star Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表執行役頭取 タッド・バッジ
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目6番16号
【電話番号】	03-3586-3111（代表）
【事務連絡者氏名】	ファイナンシャルコントローラー 池田 和隆
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目6番16号
【電話番号】	03-3586-3111（代表）
【事務連絡者氏名】	ファイナンシャルコントローラー 池田 和隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京スター銀行横浜支店 （神奈川県横浜市西区北幸一丁目4番1号） 株式会社東京スター銀行千葉支店 （千葉県千葉市中央区富士見二丁目3番1号） 株式会社東京スター銀行大宮支店 （埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目4番1号） 株式会社東京スター銀行名古屋支店 （愛知県名古屋市東区武平町5番1号） 株式会社東京スター銀行大阪支店 （大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番7号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度中間 連結会計期間	平成18年度中間 連結会計期間	平成19年度中間 連結会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	32,066	36,629	42,420	68,323	75,643
連結経常利益	百万円	9,258	12,818	13,767	24,043	25,588
連結中間純利益	百万円	8,260	8,162	17,400	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	17,149	16,108
連結純資産額	百万円	82,940	93,920	113,543	91,005	102,322
連結総資産額	百万円	1,440,366	1,575,203	1,715,531	1,505,492	1,682,345
1株当たり純資産額	円	118,486.05	134,171.65	162,204.67	130,007.85	146,175.53
1株当たり中間純利益	円	11,800.37	11,661.32	24,857.47	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	24,499.10	23,012.13
潜在株式調整後 1株当たり中間 純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期 純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	5.96	6.62	—	6.08
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.04	9.27	10.54	8.95	9.52
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△76,369	26,955	△29,095	△122,408	△9,525
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	38,783	△24,503	30,366	93,848	△42,599
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,300	△3,443	△3,472	△1,300	9,049
現金及び現金同 等物の中間期末 残高	百万円	92,667	100,701	56,416	—	—
現金及び現金同 等物の期末残高	百万円	—	—	—	101,692	58,617
従業員数 [外、平均臨時 従業員数]	人	979 [184]	1,071 [171]	1,169 [163]	1,017 [197]	1,109 [188]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、平成17年度中間連結会計期間においては潜在株式が存在しない為、平成17年度連結会計期間から平成19年度中間連結会計期間においては、潜在株式を調整した計算により潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益は減少しないので、それぞれ記載しておりません。
5. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
6. 自己資本比率は、中間期末（期末）純資産の部合計を中間期末（期末）資産の部の合計で除して算出しております。
7. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	31,133	35,956	41,996	66,545	73,726
経常利益	百万円	8,178	11,555	13,637	22,174	21,717
中間純利益	百万円	8,076	7,999	17,304	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	16,695	15,595
資本金	百万円	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
発行済株式総数	千株	700	700	700	700	700
純資産額	百万円	82,092	92,634	111,813	89,888	100,688
総資産額	百万円	1,439,487	1,576,183	1,717,599	1,504,579	1,683,388
預金残高	百万円	1,307,195	1,416,867	1,507,421	1,366,471	1,484,137
貸出金残高	百万円	918,583	1,083,948	1,191,064	1,025,534	1,164,946
有価証券残高	百万円	329,905	301,627	308,525	276,683	323,599
1株当たり配当額	円	—	—	—	5,000.00	5,000.00
自己資本比率	%	—	5.88	6.51	—	5.98
単体自己資本比率（国内基準）	%	8.93	9.13	10.38	8.84	9.42
従業員数 〔外、平均臨時 従業員数〕	人	913 〔171〕	1,005 〔161〕	1,111 〔154〕	933 〔172〕	1,037 〔162〕

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
3. 自己資本比率は、中間期末（期末）純資産の部合計を中間期末（期末）資産の部の合計で除して算出しております。

ます。

4. 単体自己資本比率は、平成19年3月期から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

- (1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	当行	その他	合計
従業員数（人）	1,111 [154]	58 [9]	1,169 [163]

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員 164人を含んでおりません。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

- (2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数（人）	1,111 [154]
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員 155人を含んでおりません。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3. 労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(金融経済環境)

当中間連結会計期間における国内経済を振り返りますと、好調な世界経済を背景として企業の輸出や設備投資も堅調に推移し緩やかな回復傾向を示しております。しかしながら、原油価格の高騰や米国経済の減速傾向など、一部に不安材料がみられました。

金融面におきましては、国内経済の回復と原材料価格の上昇等から、日銀による利上げ観測もでてまいりましたが、米国のサブプライムローン問題を契機として世界的な信用収縮が発生し、国内においても株価急落や円高の進行がみられ、日銀の利上げ観測も後退いたしました。

(経営方針)

東京スター銀行グループ(以下、「当行グループ」という)は、「Financial Freedom/お金の心配からの解放」を企業フィロソフィーとして掲げ、フルライン戦略とは一線を画した他行との差別化を進め、中小企業金融を中心とする特定分野への経営資源の集中、並びに個人顧客をターゲットに資産運用に関する相談業務を強みとした、革新的ビジネスを展開しています。単に、金融商品を販売するだけでなく、ESPの理念を軸に、お客さまに資産管理の方法や金融知識を提供する教育(Education)の機会をもたらし、的確な戦略に基づく商品を通じて解決策(Solution)を提供し、さらに密接なパートナーシップ(Partnership)を構築しながら、お客さまの成功を実現するとともに、株主の皆さまに対しては株主価値の向上、従業員に対してはワールドクラスの組織での働きがいのある職場の提供、社会に対しては地域経済への貢献を旨とし経済発展とともに歩むことを経営方針として掲げております。

首都圏では多くの金融機関が営業を展開し、競争の厳しいマーケットではありますが、地方金融機関としての当行グループの役割を考えると、お客さまのご要望や当行グループの提供すべきサービス等の面において、競争他行、あるいは首都圏以外を営業基盤とする地方金融機関とは、自ずと差異があるものと考えており、当行グループとしては、経営の基本方針に沿って、特定分野に経営資源を集中し、スピード感を持った経営を進めております。

(当中間連結会計期間の業績)

当中間連結会計期間末における総資産は、前中間連結会計期間末と比べ1,403億28百万円増加し、1兆7,155億31百万円となりました。このうち貸出金については、中間期中に不良債権の売却を積極的に進める一方、スターワン住宅ローンの残高が順調に増加したことから、前中間連結会計期間末と比べ1,109億43百万円増加し1兆1,990億38百万円となりました。また、有価証券は69億18百万円増加し3,036億円となりました。

負債は、前中間連結会計期間末と比べ1,207億6百万円増加し、1兆6,019億88百万円となりました。このうち預金は、定期預金の満期が到来したお客様へのキャンペーン実施などにより、前中間連結会計期間末と比べ891億34百万円増加して1兆5,033億30百万円となっております。

損益につきましては、資金運用収益は、貸出金残高の増加により、貸出金利息が前中間連結会計期間と比べ17億32百万円増加したこと、有価証券の運用利回りが上昇したことで、有価証券利息配当金が前中間連結会計期間と比べ12億57百万円増加したことから、前中間連結会計期間と比べ28億72百万円増加し、276億7百万円となりました。役務取引等収益は、店舗外ATM設置台数の増加による手数料収入の増加や、投資信託、個人年金保険の販売が順調であったことから、前中間連結会計期間と比べ16億95百万円増加し、75億12百万円となりました。

また、不良債権売却益31億11百万円の計上等により、その他経常収益が前中間連結会計期間と比べ14億1百万円増加したことにより、経常収益は、前中間連結会計期間と比べ57億91百万円増加して、424億20百万円となりました。

これに対し、預金の増加や社債の発行により、資金調達費用は前中間連結会計期間と比べ11億18百万円増加して55億27百万円となりました。役務取引等費用は、店舗外ATM設置台数の増加による費用増加などにより、前中間連結会計期間と比べ10億79百万円増加して25億16百万円となりました。その他業務費用は、貸付債権のトレーディングによる売却損が生じたことなどから、前中間連結会計期間と比べ11億27百万円増加して12億18百万円となりました。

営業経費は、従業員数の増加等により、前中間連結会計期間と比べ10億58百万円増加して160億84百万円となりました。その他の経常費用は、部分直接償却を終了したことにより、貸出金償却が前中間連結会計期間と比べ15億84百万円減少する一方、貸倒引当金繰入額が前中間連結会計期間と比べ18億16百万円増加したこと等により、前中間連結会計期間と比べ4億60百万円増加し33億6百万円となりました。このため、経常費用は前中間連結会計期間と比べ48億41百万円増加の286億52百万円となりました。

以上により、経常利益は前中間連結会計期間と比べ9億49百万円増加して137億67百万円となりました。

また、本店等の土地建物を売却したことにより固定資産処分益が前中間連結会計期間と比べ181億39百万円増加し

たことを主な要因として、特別利益が前中間連結会計期間と比べ178億19百万円増加の188億44百万円となりました。一方、米国サブプライム関連の保有有価証券の評価損20億17百万円を主な要因として、特別損失が前中間連結会計期間と比べ29億75百万円増加の30億20百万円であったことから、税金等調整前中間純利益は、前中間連結会計期間と比べ157億93百万円増加して295億90百万円となり、中間純利益も前中間連結会計期間と比べ92億38百万円増加の、174億円となりました。

当行グループは、銀行業以外にクレジットカード業務等の金融関連事業も営んでおりますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

なお、自己資本比率は、連結ベースで10.54%、銀行単体ベースで10.38%となっております。

(キャッシュ・フローの状況)

当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前中間連結会計期間末と比べ442億85百万円減少し564億16百万円となりました。このうち営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、貸出金の増加等により前中間連結会計期間と比べ560億50百万円支出が増加し、290億95百万円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の償還による収入の増加等により、前中間連結会計期間と比べ548億69百万円収入が増加し、303億66百万円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、配当金による支出の増加により、前中間連結会計期間と比べ支出が29百万円増加し、34億72百万円の支出となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収益は、貸出金利息を中心に前年同期比28億72百万円増加し276億7百万円となりました。資金調達費用は、預金利息を中心に前年同期比11億16百万円増加し55億15百万円となりました。この結果、資金運用収支は、前年同期比17億57百万円増加し220億92百万円となりました。役員取引等収益は、受入為替手数料等の増加により前年同期比16億95百万円増加し75億12百万円となりました。役員取引等費用は、店舗外現金自動設備に係る支払手数料等の増加により前年同期比10億79百万円増加し25億16百万円となりました。この結果、役員取引等収支は前年同期比6億16百万円増加して49億95百万円となりました。その他業務収益は、前年同期比1億78百万円減少し12億76百万円となりました。その他業務費用は、貸付債権のトレーディングによる売却損が生じたことなどから前年同期比11億27百万円増加し12億18百万円となりました。この結果、その他業務収支は、前年同期比13億5百万円減少し57百万円となりました。このうち、国内業務部門の資金運用収支は199億91百万円、役員取引等収支は53億5百万円、その他業務収支は4億16百万円となりました。また、国際業務部門の資金運用収支は21億円、役員取引等収支は4百万円、その他業務収支は△3億58百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	19,005	1,330	—	20,335
	当中間連結会計期間	19,991	2,100	—	22,092
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	22,691	2,274	100	(130) 24,735
	当中間連結会計期間	24,613	3,188	30	(163) 27,607
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	3,686	944	100	(130) 4,399
	当中間連結会計期間	4,621	1,088	30	(163) 5,515
役員取引等収支	前中間連結会計期間	5,015	0	637	4,379
	当中間連結会計期間	5,305	4	313	4,995
うち役員取引等収益	前中間連結会計期間	7,928	3	2,114	5,817
	当中間連結会計期間	10,855	6	3,349	7,512
うち役員取引等費用	前中間連結会計期間	2,912	2	1,476	1,437
	当中間連結会計期間	5,550	1	3,036	2,516
その他業務収支	前中間連結会計期間	1,124	238	—	1,362
	当中間連結会計期間	416	△358	—	57
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	1,156	298	—	1,454
	当中間連結会計期間	1,244	31	—	1,276
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	31	60	—	91
	当中間連結会計期間	828	389	—	1,218

- (注) 1. 「国内業務部門」は、当行の円建取引及び国内(連結)子会社、「国際業務部門」は、外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の数字は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
3. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引高の消去額であります。
4. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息(前中間連結会計期間 9百万円、当中間連結会計期間 11百万円)を控除して表示しております。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

資金運用勘定平残は、貸出金を中心に前年同期比1,311億93百万円増加し1兆6,128億34百万円となりました。また、資金運用勘定利息は、貸出金利息を中心に前年同期比28億72百万円増加し276億7百万円となりました。この結果、資金運用勘定利回りは3.41%となりました。なお、部門別の資金運用勘定利回りは、国内業務部門が3.16%、国際業務部門が4.82%であります。資金調達勘定平残は、預金を中心に前年同期比1,485億62百万円増加し1兆5,460億43百万円となりました。また、資金調達勘定利息は、預金利息を中心に前年同期比11億16百万円増加し55億15百万円となりました。この結果、資金調達勘定利回りは0.71%となりました。なお、部門別の資金調達勘定利回りは、国内業務部門が0.62%、国際業務部門が1.64%であります。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(48,980) 1,435,815	(130) 22,691	3.15
	当中間連結会計期間	(55,422) 1,549,980	(163) 24,613	3.16
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,070,269	19,898	3.70
	当中間連結会計期間	1,170,534	20,824	3.54
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	7	0	2.31
	当中間連結会計期間	4	0	2.14
うち有価証券	前中間連結会計期間	201,901	1,151	1.13
	当中間連結会計期間	204,899	2,243	2.18
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	56,896	47	0.16
	当中間連結会計期間	68,892	193	0.56
うち預け金	前中間連結会計期間	3,687	1	0.07
	当中間連結会計期間	7,554	12	0.34
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,344,798	3,686	0.54
	当中間連結会計期間	1,474,921	4,621	0.62
うち預金	前中間連結会計期間	1,335,976	3,591	0.53
	当中間連結会計期間	1,441,856	4,291	0.59
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,349	2	0.22
	当中間連結会計期間	2,519	8	0.68
うちコールマネー	前中間連結会計期間	521	0	0.08
	当中間連結会計期間	389	0	0.45
うち借入金	前中間連結会計期間	9,056	101	2.23
	当中間連結会計期間	1,265	28	4.56

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「国内業務部門」は、当行の円建取引(対非居住者取引は除く)及び国内(連結)子会社であります。
3. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。
4. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間 3,724百万円、当中間連結会計期間 3,609百万円)及び利息(前中間連結会計期間9百万円、当中間連結会計期間 11百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	114,373	2,274	3.96
	当中間連結会計期間	131,749	3,188	4.82
うち貸出金	前中間連結会計期間	19,406	383	3.94
	当中間連結会計期間	36,126	1,117	6.17
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	84,801	1,598	3.75
	当中間連結会計期間	85,982	1,764	4.09
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	6,256	193	6.15
	当中間連結会計期間	9,057	305	6.73
うち預け金	前中間連結会計期間	3,262	98	6.02
	当中間連結会計期間	—	—	—
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(48,980) 112,435	(130) 944	1.67
	当中間連結会計期間	(55,422) 131,695	(163) 1,088	1.64
うち預金	前中間連結会計期間	48,646	732	3.00
	当中間連結会計期間	53,171	764	2.86
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	94	2	5.36
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1. 「国際業務部門」は、当行の外貨建取引及び円建対非居住者取引であります。

2. () 内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息 (内書き) であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（%）
		小計	相殺消去額（△）	合計	小計	相殺消去額（△）	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,501,208	19,567	1,481,641	24,836	100	24,735	3.32
	当中間連結会計期間	1,626,306	13,472	1,612,834	27,638	30	27,607	3.41
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,089,676	12,202	1,077,473	20,282	100	20,181	3.73
	当中間連結会計期間	1,206,660	4,592	1,202,067	21,942	28	21,913	3.63
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	7	—	7	0	—	0	2.31
	当中間連結会計期間	4	—	4	0	—	0	2.14
うち有価証券	前中間連結会計期間	286,702	5,151	281,551	2,750	—	2,750	1.94
	当中間連結会計期間	290,882	4,993	285,888	4,007	—	4,007	2.79
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	63,152	—	63,152	240	—	240	0.76
	当中間連結会計期間	77,949	—	77,949	499	—	499	1.27
うち預け金	前中間連結会計期間	6,950	2,213	4,737	100	0	99	4.20
	当中間連結会計期間	7,554	3,885	3,669	12	1	11	0.62
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,408,252	10,770	1,397,481	4,500	100	4,399	0.62
	当中間連結会計期間	1,551,194	5,151	1,546,043	5,546	30	5,515	0.71
うち預金	前中間連結会計期間	1,384,623	2,214	1,382,409	4,324	0	4,323	0.62
	当中間連結会計期間	1,495,028	3,886	1,491,142	5,056	1	5,054	0.67
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,349	—	2,349	2	—	2	0.22
	当中間連結会計期間	2,519	—	2,519	8	—	8	0.68
うちコールマネー	前中間連結会計期間	521	—	521	0	—	0	0.08
	当中間連結会計期間	483	—	483	3	—	3	1.41
うち借入金	前中間連結会計期間	9,056	8,556	500	101	100	0	0.33
	当中間連結会計期間	1,265	1,265	—	28	28	—	—

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前中間連結会計期間3,724百万円、当中間連結会計期間3,609百万円）及び利息（前中間連結会計期間9百万円、当中間連結会計期間11百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

3. 相殺消去額は、連結会社相互間の債権・債務、投資・資本及び取引高の消去額であります。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、店舗外ATM設置台数の増加による手数料収入の増加や投資信託、個人年金保険の販売に係る手数料収入が増加したこと等により、預金・貸出業務、証券関連業務、保険業務及び為替業務を中心に、前年同期比16億95百万円増加し合計で75億12百万円となりました。役務取引等費用は、店舗外現金自動設備に係る支払手数料等の増加で、前年同期比10億79百万円増加し合計で25億16百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	7,928	3	2,114	5,817
	当中間連結会計期間	10,850	11	3,349	7,512
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	3,372	—	840	2,532
	当中間連結会計期間	3,170	—	319	2,850
うち為替業務	前中間連結会計期間	951	3	—	954
	当中間連結会計期間	1,860	6	0	1,866
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	1,106	—	—	1,106
	当中間連結会計期間	1,294	—	—	1,294
うち代理業務	前中間連結会計期間	95	—	—	95
	当中間連結会計期間	93	—	—	93
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	1	—	—	1
	当中間連結会計期間	4	—	—	4
うち保証業務	前中間連結会計期間	1,348	—	1,272	76
	当中間連結会計期間	3,096	—	3,028	67
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち保険業務	前中間連結会計期間	1,051	—	—	1,051
	当中間連結会計期間	1,330	—	—	1,330
役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,912	2	1,476	1,437
	当中間連結会計期間	5,550	1	3,036	2,516
うち為替業務	前中間連結会計期間	90	1	—	91
	当中間連結会計期間	105	1	0	107

- (注) 1. 「国内業務部門」とは、当行の円建取引及び国内連結子会社であります。
 2. 「国際業務部門」は、当行の外貨建取引であります。
 3. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引高の消去額であります。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高 (末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,365,742	51,124	2,671	1,414,196
	当中間連結会計期間	1,451,125	56,295	4,090	1,503,330
うち流動性預金	前中間連結会計期間	388,453	—	2,671	385,781
	当中間連結会計期間	489,737	—	4,090	485,647
うち定期性預金	前中間連結会計期間	970,429	—	—	970,429
	当中間連結会計期間	954,502	—	—	954,502
うちその他	前中間連結会計期間	6,860	51,124	—	57,984
	当中間連結会計期間	6,885	56,295	—	63,180
譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
総合計	前中間連結会計期間	1,365,742	51,124	2,671	1,414,196
	当中間連結会計期間	1,451,125	56,295	4,090	1,503,330

(注) 1. 「国内業務部門」は、当行の円建取引、「国際業務部門」は、当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4. 相殺消去額は、連結会社相互間の債権・債務の消去額であります。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成18年 9月30日		平成19年 9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内	1,088,095	100.00	1,199,038	100.00
製造業	16,157	1.49	23,129	1.93
農業	291	0.03	418	0.04
林業	137	0.01	51	0.00
漁業	100	0.01	187	0.02
鉱業	301	0.03	2	0.00
建設業	7,497	0.69	11,771	0.98
電気・ガス・熱供給・水道業	949	0.09	1,286	0.11
情報通信業	13,320	1.22	4,855	0.40
運輸業	8,703	0.80	10,649	0.89
卸売・小売業	30,075	2.76	25,816	2.15
金融・保険業	69,359	6.37	67,328	5.61
不動産業	325,720	29.93	318,710	26.58
サービス業	152,971	14.06	183,935	15.34
地方公共団体	1,009	0.09	852	0.07
その他	461,504	42.42	550,048	45.88
海外	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,088,095	—	1,199,038	—

(注) 「国内」とは、当行及び国内（連結）子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

該当事項はありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	141,622	—	—	141,622
	当中間連結会計期間	150,704	—	—	150,704
地方債	前中間連結会計期間	602	—	—	602
	当中間連結会計期間	603	—	—	603
社債	前中間連結会計期間	62,189	—	—	62,189
	当中間連結会計期間	68,343	—	—	68,343
株式	前中間連結会計期間	8,373	—	5,020	3,352
	当中間連結会計期間	5,844	—	4,993	850
その他の証券	前中間連結会計期間	1,814	87,100	—	88,914
	当中間連結会計期間	742	82,356	—	83,099
合計	前中間連結会計期間	214,602	87,100	5,020	296,682
	当中間連結会計期間	226,238	82,356	4,993	303,600

(注) 1. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

2. 相殺消去額は、投資と資本の相殺消去額を記載しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	24,154	23,739	△415
経費 (除く臨時処理分)	14,949	15,431	482
人件費	5,743	6,232	489
物件費	8,427	8,257	△170
税金	778	942	164
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	9,205	8,307	△898
のれん償却額	—	—	—
一般貸倒引当金繰入額	—	—	—
業務純益	9,205	8,307	△898
うち債券関係損益	45	△50	△95
臨時損益	2,349	5,329	2,980
株式関係損益	305	390	85
不良債権処理損失	1,982	△2,997	△4,979
貸出金償却	1,982	2	△1,980
個別貸倒引当金繰入額	—	—	—
その他の債権売却損等	—	△2,999	△2,999
その他臨時損益	4,026	1,942	△2,084
経常利益	11,555	13,637	2,082
特別損益	1,945	15,798	13,853
うち固定資産処分損益	53	17,224	17,171
うち償却債権取立益	939	191	△748
うち貸倒引当金戻入益	965	401	△564
税引前中間純利益	13,501	29,435	15,934
法人税、住民税及び事業税	5,202	12,663	7,461
法人税等調整額	299	△532	△831
中間純利益	7,999	17,304	9,305

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益＝国債等債券売却益（＋国債等債券償還益）－国債等債券売却損（－国債等債券償還損）－国債等債券償却
6. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	3.11	3.14	0.03
（イ）貸出金利回	3.66	3.51	△0.15
（ロ）有価証券利回	1.13	2.18	1.05
(2) 資金調達原価 ②	2.67	2.61	△0.06
（イ）預金等利回	0.53	0.59	0.06
（ロ）外部負債利回	0.08	0.45	0.37
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.44	0.53	0.09

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	20.11	15.59	△4.52
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	20.11	15.59	△4.52
業務純益ベース	20.11	15.59	△4.52
中間純利益ベース	17.48	32.48	15.00

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（末残）	1,416,867	1,507,421	90,554
預金（平残）	1,384,623	1,495,028	110,405
貸出金（末残）	1,083,948	1,191,064	107,116
貸出金（平残）	1,072,221	1,196,041	123,820

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	1,150,547	1,237,397	86,850
法人	266,320	270,023	3,703
合計	1,416,867	1,507,421	90,554

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	373,146	460,632	87,486
住宅ローン残高	317,606	391,181	73,575
その他ローン残高	55,540	69,451	13,911

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	1,013,418	1,074,570	61,152
総貸出金残高	② 百万円	1,083,948	1,191,064	107,116
中小企業等貸出金比率	①/② %	93.49	90.21	△3.28
中小企業等貸出先件数	③ 件	66,724	75,997	9,273
総貸出先件数	④ 件	66,816	76,121	9,305
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.86	99.83	△0.03

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数 (件)	金額 (百万円)	口数 (件)	金額 (百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	—	—	—	—
保証	196	2,419	164	1,987
計	196	2,419	164	1,987

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	21,000	21,000
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	19,000	19,000
	利益剰余金	56,100	77,946
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	164	2,832
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	7
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	95,936	115,106
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	14,347	12,102
	負債性資本調達手段等	3,000	15,500
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	3,000	15,500
	計	17,347	27,602
	うち自己資本への算入額 (B)	10,152	23,665

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
控除項目	控除項目(注4)(C)	—	947
自己資本額	(A) + (B) - (C)(D)	106,088	137,824
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,124,496	1,180,145
	オフ・バランス取引等項目	19,837	33,423
	信用リスク・アセットの額(E)	—	1,213,568
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%)(F)	—	92,891
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額(G)	—	7,431
	計(E)+(F)(注5)(H)	1,144,333	1,306,460
連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		9.27	10.54
(参考) Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		—	8.81

- (注) 1. 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
5. 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	21,000	21,000
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	19,000	19,000
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	2,000	2,000
	その他利益剰余金	52,815	74,216
	その他	—	—
	自己株式（△）	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	—
	その他有価証券の評価差損（△）	164	2,832
	新株予約権	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	94,650	113,384
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	12,058	6,901
	負債性資本調達手段等	3,000	15,500
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	3,000	15,500
	計	15,058	22,401
うち自己資本への算入額 (B)	10,169	22,401	

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
控除項目	控除項目（注4）（C）	—	947
自己資本額	（A）＋（B）－（C）（D）	104,820	134,838
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	1,127,076	1,179,322
	オフ・バランス取引等項目	20,063	33,637
	信用リスク・アセットの額（E）	—	1,212,959
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（G）／8％）（F）	—	85,521
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（G）	—	6,841
	計（E）＋（F）（注5）（H）	1,147,140	1,298,481
単体自己資本比率（国内基準）＝D／H×100（％）		9.13	10.38
（参考）Tier1比率＝A／H×100（％）		—	8.73

- （注） 1. 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
5. 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	37	60
危険債権	234	144
要管理債権	116	120
正常債権	10,500	11,632

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当行グループの営業基盤の中心となる首都圏は、多くの金融機関が激しい競争を展開する厳しいマーケットであります。お客さまのご要望や当行の提供すべきサービス等の面において、競合他行、あるいは首都圏以外を営業基盤とする地域金融機関とは、自ずと差異があるものと考えており、当行グループとしては、フルライン戦略とは一線を画し、個人リテール及び中小企業取引に重点的に経営資源を集中し、常にスピード感を持った経営を進めることにより他行との差別化を図りながら、引き続き高率の成長を追求してまいります。

また、昨年5月1日に施行された会社法に基づき、当行グループにおけるコーポレート・ガバナンス体制をより一層強化するとともに、金融商品取引法の施行に伴い、利用者保護の観点から金融商品の販売・勧誘行為に対する法令遵守の徹底及び財務報告に係る内部統制の充実化をさらに推進してまいります。そして、常に収益性を保ちながら市場のニーズに応えるため、多様なリスクを共通の枠組みに基づいて収益性を評価する管理体制の構築を目指してまいります。

さらに、お客さま及び社会全般からの信頼を得て、社会的信用を高めていくことが極めて重要なことであると認識し、高い倫理観に基づいた行動を心掛ける必要があると考えており、健全な業務を通じて揺るぎない信頼の確立を図るべく、全役職員が主体的かつ積極的にコンプライアンス態勢の強化に取り組んでまいります。

4【経営上の重要な契約等】

当行は、資産の効率的運用の観点から保有不動産の見直しを進める中で、平成19年9月に本店として使用している土地・建物に関し、不動産売買契約を締結いたしました。なお、当該物件につきましては、売却先と賃貸借契約を締結し、引き続き本店として使用いたしております。

① 売却不動産の内容

所在地	東京都港区赤坂一丁目602番、803番所在の土地・建物
土地面積	1,913.37㎡
建物延床面積	8,297.09㎡
売却価額	223億円
帳簿価額	41億円

② 売却先の概要

商号	興和不動産株式会社
本店所在地	東京都港区南青山一丁目15番5号
代表者	取締役社長 名倉 三喜男
資本金	168億円
主な事業の内容	不動産業
当行との関係	当行との間に資本関係、人的関係、取引関係はありません。

③ 売却日

平成19年9月21日 物件引渡し

④ 損益に与える影響

本件売却により、平成20年3月期中間期において固定資産処分益を中間財務諸表及び中間連結財務諸表に計上いたしております。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

売却

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地	建物	動産	合計	売却時期	
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)				
当行	—	旧神田第一出張所	東京都千代田区	土地	204.42	8	—	—	8	平成19年6月
	—	旧新宿支店	東京都新宿区	旧店舗	171.08	509	36	—	545	平成19年9月
	—	本店	東京都港区	店舗	1,913.37	3,168	1,000	8	4,177	平成19年9月

(注) 本店は売却後、売却先より賃借し引続き使用しております。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の売却の計画は次のとおりです。

売却

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地	建物	動産	合計	売却の予定時期	
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)				
当行	—	旧荻窪支店	東京都杉並区	旧店舗	452.92	103	17	—	120	平成20年1月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	2,800,000
計	2,800,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成19年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成19年12月25日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	700,000	700,000	東京証券取引所 市場第一部	—
計	700,000	700,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権

	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年11月30日）
新株予約権の数（個）	1,070	1,070
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,350	5,350
新株予約権の行使時の払込金額（円）	440,843	440,843
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 440,843 資本組入額 220,422	発行価格 440,843 資本組入額 220,422
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はで きないものとする	各新株予約権の一部行使はで きないものとする
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 当行取締役会の承認を要する	新株予約権を譲渡するには、 当行取締役会の承認を要する
代用振込みに関する事項	該当ありません	該当ありません

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当該時点において行使または消却されていない新株予約権にかかる義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社(以下、「完全親会社」という。)に以下の決定方針に基づき承継させることができるものとする。ただし、当該株式交換または株式移転に際し、当行株主総会において、以下の決定方針に沿って完全親会社が新株予約権にかかる義務を承継する旨の記載のある当行と完全親会社との間で締結される株式交換契約書または株式移転の議案が承認された場合に限るものとする。</p> <p>① 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の普通株式</p> <p>② 各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、各新株予約権の目的たる株式の数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。</p> <p>③ 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額 株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。</p> <p>④ 新株予約権の行使可能期間 平成19年7月1日または株式交換もしくは株式移転の日のいずれか遅い日から平成22年6月30日まで</p> <p>⑤ 新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>	<p>当行を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当該時点において行使または消却されていない新株予約権にかかる義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社(以下、「完全親会社」という。)に以下の決定方針に基づき承継させることができるものとする。ただし、当該株式交換または株式移転に際し、当行株主総会において、以下の決定方針に沿って完全親会社が新株予約権にかかる義務を承継する旨の記載のある当行と完全親会社との間で締結される株式交換契約書または株式移転の議案が承認された場合に限るものとする。</p> <p>① 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の普通株式</p> <p>② 各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、各新株予約権の目的たる株式の数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。</p> <p>③ 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額 株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。</p> <p>④ 新株予約権の行使可能期間 平成19年7月1日または株式交換もしくは株式移転の日のいずれか遅い日から平成22年6月30日まで</p> <p>⑤ 新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
	<p>⑥ 新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡につ き、完全親会社の取締役 会の承認を要するものと する。</p> <p>当行が合併する場合、会社 分割を行う場合、その他これ らの場合に準じて各新株予約 権の目的たる株式の数を調整 すべき場合にも、必要かつ合 理的な範囲で、各新株予約権 の目的たる株式の数は適切に 調整されるものとする。</p> <p>なお、調整の結果生じる1株 未満の端数は切り捨てる。</p>	<p>⑥ 新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡につ き、完全親会社の取締役 会の承認を要するものと する。</p> <p>当行が合併する場合、会社 分割を行う場合、その他これ らの場合に準じて各新株予約 権の目的たる株式の数を調整 すべき場合にも、必要かつ合 理的な範囲で、各新株予約権 の目的たる株式の数は適切に 調整されるものとする。</p> <p>なお、調整の結果生じる1株 未満の端数は切り捨てる。</p>

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	700	—	21,000,000	—	19,000,000

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
エルエスエフティーエス・ホールディングス・エス・シー・エイ (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	9, BOULEVARD DE LA PLAINE, B-1050 BRUSSELS BELGIUM (東京都中央区日本橋兜町6-7)	238,366	34.05
エルエスエフ・トウキョウ・スター・ホールディングス・エス・シー・エイ (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	9, BOULEVARD DE LA PLAINE, B-1050 BRUSSELS BELGIUM (東京都中央区日本橋兜町6-7)	238,362	34.05
ユービーエス エージーロンドン アカウント アイビービー セグリティッド クライアント アカウント (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	AESCHENVORSTADT 48 CH-4002 BASEL SWITZERLAND (東京都品川区東品川2丁目3-14)	21,903	3.12
バンク オブ ニューヨーク ジャーシーエム クライアント アカウন্ツ イー アイエスジー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	11,012	1.57
ドイチェ バンク トラスト カンパニー アメリカズ (常任代理人 株式会社三井住友銀行証券ファイナンス営業部)	60 WALL STREET, 27TH FLOOR, MAIL STOP NYC60-2727, NEW YORK, NY 10005 U. S. A. (東京都千代田区丸の内1丁目3-2)	10,885	1.55
ティエスビー・マネジャー・エル・エル・シー (常任代理人 神谷町法律事務所)	717 NORTH HARWOOD, SUITE 2200 DALLAS, TEXAS 75201, U. S. A. (東京都港区虎ノ門5丁目1-4 東都ビル8階)	10,746	1.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	9,319	1.33
ゴールドマン・サックス・インターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U. K. (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー)	5,715	0.81
ロバート・エム・ベラーディ	東京都目黒区	5,015	0.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	4,687	0.66
計	—	556,010	79.43

なお、上記のうち、エルエスエフティーエス・ホールディングス・エス・シー・エイ及びエルエスエフ・トウキョウ・スター・ホールディングス・エス・シー・エイは、平成19年12月21日、大量保有報告書に記載すべき重要な事項のうち保有株券等に関する重要な契約の締結を提出事由とする変更報告書を関東財務局長に提出しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 700,000	700,000	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	700,000	—	—
総株主の議決権	—	700,000	—

(注) 上記「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が8株 (議決権8個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	419,000	426,000	409,000	389,000	370,000	370,000
最低 (円)	366,000	396,000	384,000	354,000	297,000	286,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

(1) 取締役の状況

① 新任取締役

該当事項はありません。

② 退任取締役

該当事項はありません。

(2) 執行役の状況

① 新任執行役

該当事項はありません。

② 退任執行役

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		108,138	6.86	72,998	4.25	74,516	4.43
コールローン		8,810	0.56	66,847	3.90	45,817	2.72
買入金銭債権		45,779	2.91	45,464	2.65	41,645	2.48
商品有価証券		6	0.00	1	0.00	6	0.00
金銭の信託		3,643	0.23	3,600	0.21	3,624	0.22
有価証券	※8	296,682	18.83	303,600	17.70	318,679	18.94
貸出金	※ 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9	1,088,095	69.08	1,199,038	69.89	1,169,024	69.49
外国為替	※6	384	0.02	312	0.02	1,261	0.07
その他資産	※8	15,251	0.97	19,621	1.14	17,778	1.06
有形固定資産	※10	11,445	0.73	6,186	0.36	11,164	0.66
無形固定資産		5,028	0.32	4,231	0.25	5,234	0.31
繰延税金資産		13,314	0.85	16,051	0.94	13,198	0.78
支払承諾見返		2,193	0.14	1,773	0.10	1,871	0.11
貸倒引当金		△23,570	△1.50	△24,197	△1.41	△21,478	△1.27
資産の部合計		1,575,203	100.00	1,715,531	100.00	1,682,345	100.00
(負債の部)							
預金	※8	1,414,196	89.78	1,503,330	87.63	1,480,455	88.00
外国為替		3	0.00	6	0.00	30	0.00
社債	※11	23,000	1.46	55,500	3.24	55,500	3.30
その他負債		39,892	2.53	39,570	2.31	39,352	2.34
賞与引当金		1,126	0.07	1,020	0.06	1,652	0.10
役員賞与引当金		708	0.05	745	0.04	1,086	0.07
役員退職慰労引当金		—	—	25	0.00	54	0.00
利息返還損失引当金		—	—	16	0.00	16	0.00
負ののれん		162	0.01	—	—	2	0.00
支払承諾		2,193	0.14	1,773	0.10	1,871	0.11
負債の部合計		1,481,282	94.04	1,601,988	93.38	1,580,022	93.92

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		21,000	1.33	21,000	1.22	21,000	1.25
資本剰余金		19,000	1.21	19,000	1.11	19,000	1.13
利益剰余金		56,100	3.56	77,946	4.54	64,046	3.80
株主資本合計		96,100	6.10	117,946	6.87	104,046	6.18
その他有価証券 評価差額金		△164	△0.01	△2,832	△0.16	△98	△0.00
繰延ヘッジ損益		△2,016	△0.13	△1,571	△0.09	△1,624	△0.10
評価・換算差額等合計		△2,180	△0.14	△4,403	△0.25	△1,723	△0.10
純資産の部合計		93,920	5.96	113,543	6.62	102,322	6.08
負債及び純資産の部 合計		1,575,203	100.00	1,715,531	100.00	1,682,345	100.00

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		36,629	100.00	42,420	100.00	75,643	100.00
資金運用収益		24,735		27,607		51,485	
(うち貸出金利息)		(20,181)		(21,913)		(41,913)	
(うち有価証券利息 配当金)		(2,750)		(4,007)		(6,106)	
役員取引等収益		5,817		7,512		12,939	
その他業務収益	※1	1,454		1,276		3,622	
その他経常収益	※2	4,622		6,023		7,595	
経常費用		23,811	65.01	28,652	67.55	50,054	66.17
資金調達費用		4,409		5,527		9,361	
(うち預金利息)		(4,323)		(5,054)		(8,978)	
役員取引等費用		1,437		2,516		3,642	
その他業務費用	※3	91		1,218		310	
営業経費		15,026		16,084		31,253	
その他経常費用	※4	2,846		3,306		5,485	
経常利益		12,818	34.99	13,767	32.45	25,588	33.83
特別利益	※5	1,025	2.80	18,844	44.42	1,410	1.86
特別損失	※6	45	0.12	3,020	7.12	122	0.16
税金等調整前中間 (当期) 純利益		13,797	37.67	29,590	69.75	26,876	35.53
法人税、住民税及び事業税		5,343	14.59	13,205	31.13	10,674	14.11
法人税等調整額		291	0.80	△1,014	△2.39	93	0.12
中間 (当期) 純利益		8,162	22.28	17,400	41.01	16,108	21.30

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	21,000	19,000	51,437	91,437
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)	—	—	△3,500	△3,500
中間純利益	—	—	8,162	8,162
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	4,662	4,662
平成18年9月30日 残高 (百万円)	21,000	19,000	56,100	96,100

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	△432	—	△432	91,005
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)	—	—	—	△3,500
中間純利益	—	—	—	8,162
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	268	△2,016	△1,748	△1,748
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	268	△2,016	△1,748	2,915
平成18年9月30日 残高 (百万円)	△164	△2,016	△2,180	93,920

(注) 平成18年5月26日の取締役会決議による利益処分項目である。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年3月31日 残高 (百万円)	21,000	19,000	64,046	104,046
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)	—	—	△3,500	△3,500
中間純利益	—	—	17,400	17,400
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	13,900	13,900
平成19年9月30日 残高 (百万円)	21,000	19,000	77,946	117,946

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日 残高 (百万円)	△98	△1,624	△1,723	102,322
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)	—	—	—	△3,500
中間純利益	—	—	—	17,400
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△2,733	53	△2,679	△2,679
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△2,733	53	△2,679	11,220
平成19年9月30日 残高 (百万円)	△2,832	△1,571	△4,403	113,543

(注) 平成19年5月25日の取締役会における決議項目であります。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	21,000	19,000	51,437	91,437
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当(注)	—	—	△3,500	△3,500
当期純利益	—	—	16,108	16,108
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	12,608	12,608
平成19年3月31日 残高 (百万円)	21,000	19,000	64,046	104,046

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	△432	—	△432	91,005
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当(注)	—	—	—	△3,500
当期純利益	—	—	—	16,108
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	333	△1,624	△1,291	△1,291
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	333	△1,624	△1,291	11,317
平成19年3月31日 残高 (百万円)	△98	△1,624	△1,723	102,322

(注) 平成18年5月の取締役会における利益処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッ シュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期) 純利益		13,797	29,590	26,876
減価償却費		973	983	2,139
減損損失		7	—	11
負ののれん償却額		△135	△10	△295
貸倒引当金の純増減 (△)		444	△2,829	△1,587
賞与引当金の純増減 (△)		△402	△632	123
役員賞与引当金の 純増減 (△)		△328	△341	49
役員退職慰労引当 金の純増減 (△)		—	△29	54
利息返還損失引当 金の純増減 (△)		—	—	16
資金運用収益		△24,735	△27,607	△51,485
資金調達費用		4,409	5,527	9,361
有価証券関係損益 (△)		△640	1,683	△798
金銭の信託の運用損 益 (△)		△76	△76	△154
固定資産処分損益 (△)		△52	△17,222	△30
貸出金の純増 (△) 減		△55,306	△23,275	△139,176
預金の純増減 (△)		49,481	22,874	115,740
借入金 (劣後特約付 借入金を除く) の純 増減 (△)		△1,000	—	△1,000
預け金 (日銀預け金 を除く) の純増 (△) 減		10,687	△683	2,225
コールローン等の純 増 (△) 減		△4,770	△24,848	△37,643
外国為替 (資産) の 純増 (△) 減		△109	949	△986
外国為替 (負債) の 純増減 (△)		△11	△24	16
普通社債の発行・償 還による純増減 (△)		20,000	—	40,000

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
資金運用による収入		21,089	25,333	44,202
資金調達による支出		△884	△10,691	△5,928
その他		16	△3,851	△957
小計		32,454	△25,181	774
法人税等の支払額 (仮納付分を含む)		△5,498	△3,913	△10,299
営業活動によるキャッ シュ・フロー		26,955	△29,095	△9,525
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー				
有価証券の取得によ る支出		△82,176	△183,876	△208,398
有価証券の売却によ る収入		27,027	6,203	35,955
有価証券の償還によ る収入		31,157	185,652	131,855
金銭の信託の増加に よる支出		△724	—	△3,407
金銭の信託の減少に よる収入		846	116	3,625
有形固定資産の取得 による支出		△307	△149	△881
有形固定資産の売却 による収入		159	22,806	389
無形固定資産の取得 による支出		△486	△387	△1,742
無形固定資産の売却 による収入		—	—	5
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△24,503	30,366	△42,599
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー				
劣後特約付社債の発 行による収入		—	—	12,500
配当金支払額		△3,443	△3,472	△3,450
財務活動によるキャッ シュ・フロー		△3,443	△3,472	9,049
IV 現金及び現金同等物の 増加額		△991	△2,201	△43,075
V 現金及び現金同等物の 期首残高		101,692	58,617	101,692
VI 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	100,701	56,416	58,617

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 3社 主要な会社名 ㈱TSBキャピタル TSB債権管理回収㈱ なお、㈱スター銀リアルエ ステートマネジメントは、清 算手続き中であります。	(1) 連結子会社 2社 会社名 ㈱TSBキャピタル TSB債権管理回収㈱	(1) 連結子会社 2社 主要な連結子会社名は、「第 1 企業の概況 4. 関係会 社の状況」に記載しているた め省略しました。 なお、前連結会計年度にお いて連結子会社でありました相 和ビジネス㈱と㈱スター銀リアル エステートマネジメントは清 算したため、連結の範囲から除 いております。
	(2) 非連結子会社 該当事項はありません。	(2) 非連結子会社 同左	—
2. 連結子会社の(中間)決 算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次 のとおりであります。 9月末日 3社	連結子会社の中間決算日は次の とおりであります。 9月末日 2社	(1) 連結子会社の決算日は次のと おりであります。 3月末日 2社
3. 会計処理基準に関する事 項	(1) 商品有価証券の評価基準及び 評価方法 商品有価証券の評価は、時価 法(売却原価は移動平均法によ り算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び 評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び 評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 有価証券の評価は、その他有価 証券のうち時価のあるものにつ いては、中間連結決算日の市場価格 等に基づく時価法(売却原価は移 動平均法により算定)、時価のない ものについては、移動平均法によ る原価法又は償却原価法(定額 法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差 額については、全部純資産直入法 により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方 法 有価証券の評価は、その他有価 証券のうち時価のあるものにつ いては、連結決算日の市場価格等 に基づく時価法(売却原価は移動平 均法により算定)、時価のないも のについては、移動平均法による 原価法又は償却原価法(定額法) により行っております。 なお、その他有価証券の評価差 額については、全部純資産直入法 により処理しております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、 時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定 率法(ただし、建物(建物附 属設備を除く。))については 定額法)を採用し、年間減価 償却費見積額を期間により按 分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次の とおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産 については、資産の見積耐用 年数に基づき、主として定率 法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定 率法(ただし、建物(建物附 属設備を除く。))については 定額法)を採用し、年間減価 償却費見積額を期間により按 分し計上しております。 また、主な耐用年数は次の とおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産 については、資産の見積耐用 年数に基づき、主として定率 法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定 率法(ただし、建物(建物附 属設備を除く。))については 定額法)を採用してしま す。 なお、主な耐用年数は次の とおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産 については、資産の見積耐用 年数に基づき、主として定率 法により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p> <p>また、のれんの償却については、5年間の均等償却を行っており、金額的に重要性がない場合は、発生時の損益としております。</p>	<p>② 無形固定資産</p> <p>同左</p>	<p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p> <p>のれんの償却については、5年間の均等償却を行っており、金額的に重要性がない場合は、発生時の損益としております。</p>
	<p>(5) 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理</p> <p>証書貸付及び割引手形等は、取得価額で中間連結貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。</p> <p>なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。</p>	<p>(5) 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理</p> <p>同左</p>	<p>(5) 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理</p> <p>証書貸付及び割引手形等は、取得価額で連結貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。</p> <p>なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。</p>
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当中間連結会計期間の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、中間連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,591百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>また、破綻懸念先債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当中間連結会計期間の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、中間連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p> <p>前連結会計年度末まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、当中間連結会計期間より、担保及び保証からの回収が実質的に終了するまで、直接減額を行わない方法に変更しております。</p> <p>なお、前連結会計年度末において直接減額した債権のうち、当中間会計期間末において債権額から直接減額した金額は13,102百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当連結会計年度の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,651百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—————	(会計方針の変更) 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、従来、資産の自己査定基準に基づき、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、最近年度において、直接減額した以降に担保不動産の売却などによって相当額の回収を実現した事例が多く生じていることなどを勘案し、当中間連結会計期間から、債権の回収が実質的に終了し、取立不能の額が確定するまでは、当該部分について貸倒引当金を計上するとともに、回収不能額が実質的に確定した段階でこれらの債権を直接償却する処理に変更しております。この変更に伴い、中間連結貸借対照表においては、従来の方法に比べて貸出金と貸倒引当金がそれぞれ6,098百万円増加しております。また、中間連結損益計算書においては、従来の会計処理において貸出金償却としていた上記の直接償却額3,799百万円を、貸倒引当金戻入益から控除して表示しております。この結果、従来の方法に比べその他経常費用は3,799百万円減少し、経常利益は同額増加しておりますが、特別利益も同額減少することとなるため、税金等調整前中間純利益への影響はありません。 なお、この変更に伴い、従来の方法に比べ「注記事項（中間連結貸借対照表関係）」における破綻先債権額が2,583百万円、延滞債権額が3,515百万円、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額が6,098百万円増加しております。	—————
	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(7) 賞与引当金の計上基準 同左	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員の賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(8) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 役員賞与引当金の計上基準 同左	(8) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—————	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末における要支給見込額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>役員退職慰労金は、前中間連結会計期間は支出時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)の改正に伴い、前連結会計年度の下期において、要支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記変更を行った場合は、営業経費が49百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれ49百万円減少いたします。</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末における要支給見込額を計上しております。</p> <p>—————</p>
	—————	<p>(10) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。</p>	<p>(10) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によりしております。</p>	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p>	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法 同左</p>	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方針 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p>
	<p>(14) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(14) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(14) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は連結会計年度の費用に計上しております。</p>
4. (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は95,936百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社株式について適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は103,947百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプションおよび交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準および適用指針を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(企業結合及び事業分離に関する会計基準)</p> <p>「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。</p> <p>(役員退職慰労引当金等に関する会計処理)</p> <p>「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)の改正に伴い、従来、支給時に費用として処理しておりました役員退職慰労金は、当連結会計年度から、当該連結会計年度末における要支給見込額を役員退職慰労引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は54百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(4) 負債の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、負債の部の「負ののれん」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「負ののれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>

追加情報

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(法人所得税の更正処分について)</p> <p>当行は、平成14年3月期から同16年3月期までの法人所得税（法人税、住民税及び事業税）について、営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期に係る見解の相違を主な理由として更正処分を受けました。</p> <p>当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計および税務上適切なものであり、当該更正処分は法的根拠を欠く不当なものと考えていることから、国税不服審判所に対して審査請求を行いました。平成19年7月10日に請求棄却の裁決を受領いたしました。当行は、現在、裁決の内容につき外部専門家を含めて十分な検討を行った上で、法的手続その他今後の措置について検討しております。</p> <p>なお、この更正処分を受け、納付（仮払処理）の上で課税の適否を争っている金額は1,587百万円であります。</p>	<p>(利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い)</p> <p>「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号）が平成18年9月1日以後終了する中間連結会計期間が属する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり、利息返還損失引当金を計上しております。これにより、その他経常費用は16百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,074百万円、延滞債権額は26,822百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>なお、破綻先債権額には、DIPファイナンス(再建型法的整理手続先等に対する再建企業向け融資)400百万円が含まれており、当該債権は、担保取得等により全額保全が図られております。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,855百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,757百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,271百万円、延滞債権額は20,324百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,077百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,996百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,669百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 前連結会計年度末まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりました。前連結会計年度末において直接減額した債権のうち、当中間連結会計期間末において債権額から直接減額している金額は、破綻先債権額3,067百万円、延滞債権額10,022百万円であります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は805百万円、延滞債権額は20,451百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,261百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,521百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、393百万円であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、76百万円であります。 原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,223百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 24,162百万円 担保資産に対応する債務 預金 274百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等40,481百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は2,241百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、141,384百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が109,405百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、744百万円であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、64百万円あります。 原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,455百万円あります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 24,061百万円 担保資産に対応する債務 預金 276百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等35,834百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は2,546百万円あります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、134,254百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が83,014百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、862百万円あります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は、69百万円あります。 原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、5,216百万円あります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 24,085百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,171百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等33,600百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は2,295百万円あります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、145,429百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が98,597百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
※10. 有形固定資産の減価償却累計額 3,530百万円	※10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,001百万円	※10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,059百万円
※11. 社債には、劣後特約付社債3,000百万円が含まれております。	※11. 社債には、劣後特約付社債15,500百万円が含まれております。	※11. 社債には、劣後特約付社債15,500百万円が含まれております。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
————— ※2. その他経常収益には、買取債権回収益 3,300百万円を含んでおります。 —————	※1. その他業務収益には、金融派生商品収益815百万円及び貸出債権売却益452百万円を含んでおります。 ※2. その他経常収益には、貸出債権売却益3,111百万円及び買取債権回収益1,884百万円を含んでおります。 ※3. その他業務費用には、貸出債権売却損778百万円及び外国為替売買損361百万円を含んでおります。	————— ※2. その他経常収益には、買取債権回収益 4,778百万円を含んでおります。 —————
※4. その他経常費用には、貸出金償却 2,297百万円を含んでおります。	※4. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,167百万円及び貸出金償却713百万円を含んでおります。	※4. その他経常費用には、貸出金償却 4,351百万円を含んでおります。
※5. 特別利益は、償却債権取立益939百万円及び固定資産処分益85百万円であります。	※5. 特別利益は、償却債権取立益619百万円及び固定資産処分益18,224百万円であります。	※5. 特別利益には償却債権取立益1,289百万円を含んでおります。
※6. 特別損失には、固定資産処分損32百万円及び減損損失7百万円を含んでおります。	※6. 特別損失には、有価証券評価損2,017百万円及び固定資産処分損1,001百万円を含んでおります。	※6. 特別損失には、固定資産処分損90百万円及び減損損失11百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	700	—	—	700	
合計	700	—	—	700	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連 結会計期 間末残高 (百万円)	摘 要
			前連結会 計年度末	当中間 連結会計 期間増加	当中間 連結会計 期間減少	当中間 連結会計 期間末		
当 行	ストック・オプションとし ての新株予約権		—			—	旧商法第280条 ノ20及び第280 条ノ21に基づき 発行したもので あります。	
連 結 子会社	—		—			—		
合 計			—			—		

3. 配当に関する事項

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基 準 日	効力発生日
平成18年5月26日 取締役会	普通株式	3,500	5,000	平成18年3月31日	平成18年5月26日

なお、基準日が当中間連結会計期間に属する配当につきましては、該当ありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	700	—	—	700	
合計	700	—	—	700	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連 結会計期 間末残高 (百万円)	摘 要
			前連結会 計年度末	当中間 連結会計 期間増加	当中間 連結会計 期間減少	当中間 連結会計 期間末		
当 行	ストック・オプションと しての新株予約権		—			—	旧商法第280条ノ 20及び第280条ノ 21に基づき発行し たものでありま す。	
連 結 子会社	—		—			—		
合 計			—			—		

3. 配当に関する事項

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成19年5月25日 取締役会	普通株式	3,500	5,000	平成19年3月31日	平成19年6月11日

なお、基準日が当中間連結会計期間に属する配当につきましては、該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度増加 株式数（千株）	当連結会計年度減少 株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	700	—	—	700
合計	700	—	—	700
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当連結会 計年度末 残高 （百万円）	摘 要	
			前連結会 計年度末	当連結会計年度				当連結会 計年度末
				増加	減少			
当 行	ストック・オプションとし ての新株予約権	—	—	—	—	—	(注)	
連 結 子会社	—	—	—	—	—	—		
合 計		—	—	—	—	—		

(注) 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づき発行したものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たりの金 額（円）	基準日	効力発生日
平成18年5月26日 取締役会	普通株式	3,500	5,000	平成18年3月31日	平成18年5月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たりの 金額（円）	基準日	効力発生日
平成19年5月25日 取締役会	普通株式	3,500	その他利益 剰余金	5,000	平成19年3月31日	平成19年6月11日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																		
<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位: 百万円)</p> <p>平成18年9月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>108,138</td> </tr> <tr> <td>日銀預け金以外の金融機関への預け金</td> <td>△7,436</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>100,701</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	108,138	日銀預け金以外の金融機関への預け金	△7,436	現金及び現金同等物	<u>100,701</u>	<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位: 百万円)</p> <p>平成19年9月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>72,998</td> </tr> <tr> <td>日銀預け金以外の金融機関への預け金</td> <td>△16,582</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>56,416</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	72,998	日銀預け金以外の金融機関への預け金	△16,582	現金及び現金同等物	<u>56,416</u>	<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位: 百万円)</p> <p>平成19年3月31日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>74,516</td> </tr> <tr> <td>日銀預け金以外の金融機関への預け金</td> <td>△15,898</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>58,617</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	74,516	日銀預け金以外の金融機関への預け金	△15,898	現金及び現金同等物	<u>58,617</u>
現金預け金勘定	108,138																			
日銀預け金以外の金融機関への預け金	△7,436																			
現金及び現金同等物	<u>100,701</u>																			
現金預け金勘定	72,998																			
日銀預け金以外の金融機関への預け金	△16,582																			
現金及び現金同等物	<u>56,416</u>																			
現金預け金勘定	74,516																			
日銀預け金以外の金融機関への預け金	△15,898																			
現金及び現金同等物	<u>58,617</u>																			

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																				
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>92百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>56百万円</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>35百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>35百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>9百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5百万円</td> </tr> </table>	取得価額相当額		有形固定資産	92百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	56百万円	中間連結会計期間末残高相当額		有形固定資産	35百万円	1年内	13百万円	1年超	22百万円	合計	35百万円	支払リース料	9百万円	減価償却費相当額	9百万円	1年内	2百万円	1年超	2百万円	合計	5百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>48百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>26百万円</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>22百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5百万円</td> </tr> </table>	取得価額相当額		有形固定資産	48百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	26百万円	中間連結会計期間末残高相当額		有形固定資産	22百万円	1年内	9百万円	1年超	12百万円	合計	22百万円	支払リース料	6百万円	減価償却費相当額	6百万円	1年内	3百万円	1年超	2百万円	合計	5百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>92百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>61百万円</td> </tr> <tr> <td>年度末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>30百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>30百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>13百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7百万円</td> </tr> </table>	取得価額相当額		有形固定資産	92百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	61百万円	年度末残高相当額		有形固定資産	30百万円	1年内	11百万円	1年超	19百万円	合計	30百万円	支払リース料	13百万円	減価償却費相当額	13百万円	1年内	3百万円	1年超	4百万円	合計	7百万円
取得価額相当額																																																																																						
有形固定資産	92百万円																																																																																					
減価償却累計額相当額																																																																																						
有形固定資産	56百万円																																																																																					
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																						
有形固定資産	35百万円																																																																																					
1年内	13百万円																																																																																					
1年超	22百万円																																																																																					
合計	35百万円																																																																																					
支払リース料	9百万円																																																																																					
減価償却費相当額	9百万円																																																																																					
1年内	2百万円																																																																																					
1年超	2百万円																																																																																					
合計	5百万円																																																																																					
取得価額相当額																																																																																						
有形固定資産	48百万円																																																																																					
減価償却累計額相当額																																																																																						
有形固定資産	26百万円																																																																																					
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																						
有形固定資産	22百万円																																																																																					
1年内	9百万円																																																																																					
1年超	12百万円																																																																																					
合計	22百万円																																																																																					
支払リース料	6百万円																																																																																					
減価償却費相当額	6百万円																																																																																					
1年内	3百万円																																																																																					
1年超	2百万円																																																																																					
合計	5百万円																																																																																					
取得価額相当額																																																																																						
有形固定資産	92百万円																																																																																					
減価償却累計額相当額																																																																																						
有形固定資産	61百万円																																																																																					
年度末残高相当額																																																																																						
有形固定資産	30百万円																																																																																					
1年内	11百万円																																																																																					
1年超	19百万円																																																																																					
合計	30百万円																																																																																					
支払リース料	13百万円																																																																																					
減価償却費相当額	13百万円																																																																																					
1年内	3百万円																																																																																					
1年超	4百万円																																																																																					
合計	7百万円																																																																																					

(有価証券関係)

※ 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	483	1,015	531
債券	160,271	159,811	△460
国債	142,031	141,622	△409
地方債	609	602	△6
社債	17,630	17,586	△43
その他	87,369	87,175	△348
合計	248,124	248,002	△277

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「その他」の評価差額のうち、複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当中間連結会計期間の損益に計上したものは除いております。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

内容	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	2,337
非上場社債(事業債)	44,602
その他の証券	1,739

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

該当事項なし

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	226	338	112
債券	167,039	166,388	△650
国債	151,205	150,704	△501
地方債	607	603	△4
社債	15,225	15,080	△144
その他	86,661	82,424	△4,236
合計	253,927	249,151	△4,775

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成19年9月30日現在）

内容	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	512
非上場社債（事業債）	53,262
その他の証券	674

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	6	△0

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表 計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	483	1,287	804	804	—
債券	187,203	186,569	△633	6	640
国債	166,316	165,710	△605	0	606
地方債	609	603	△5	0	5
社債	20,277	20,255	△22	6	28
その他	74,457	74,161	△337	322	660
合計	262,143	262,018	△166	1,134	1,300

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 「その他」の評価差額のうち複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当期の損益に計上したものは除いております。

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	35,955	716	73

4. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	2,163
社債（事業債）	53,773
その他の証券	723

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成19年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	92,362	120,564	19,592	7,823
国債	84,958	65,086	7,842	7,823
地方債	4	499	100	—
社債	7,400	54,979	11,649	—
その他	4,616	29,907	27,696	—
合計	96,979	150,472	47,288	7,823

（金銭の信託関係）

I. 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成18年9月30日現在） 該当事項なし
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成18年9月30日現在） 該当事項なし

II. 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成19年9月30日現在） 該当事項なし
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成19年9月30日現在） 該当事項なし

III. 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	3,624	△16

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成19年3月31日現在） 該当事項なし
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成19年3月31日現在） 該当事項なし

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金 (平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	△277
その他有価証券	△277
(+) 繰延税金資産	112
その他有価証券評価差額金	△164

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金 (平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	△4,775
その他有価証券	△4,775
(+) 繰延税金資産	1,943
その他有価証券評価差額金	△2,832

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金 (平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	△166
その他有価証券	△166
(+) 繰延税金資産	67
その他有価証券評価差額金	△98

(注) その他有価証券の評価差額のうち、損益として処理したものは含まれておりません。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	金利スワップ	136,499	136,499	△40	△40
	金利オプション	23,340	23,340	—	20
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	△40	△19

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記の記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	12,350	0	0
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引 (平成18年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引 (平成18年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引 (平成18年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成18年9月30日現在)

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	671,096	△542	△542
	金利オプション	35,488	—	36
	その他	—	—	—
	合計	—	△542	△505

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記の記載から除いております。

(2) 通貨関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	31,093	△86	△86
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△86	△86

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引（平成19年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成19年9月30日現在）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引（平成19年9月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成19年9月30日現在）

該当事項はありません。

(7) その他（平成19年9月30日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	バスケット・オプション	3,977	—	—
	合計	—	—	—

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容、目的及び取組方針

当行では、金利関連で金利スワップ取引、金利オプション取引、通貨関連で為替予約取引、その他バスケット・オプション取引を行っております。これらのデリバティブ取引は、仕組み預金など顧客のニーズに対応するための取引、市場でのカバー取引及び当行のALM管理上のヘッジを利用目的としています。

なお、金融資産及び負債から生じる金利リスクを管理するため、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。当ヘッジ会計の方法は、業種別監査委員会報告第24号に規定する繰延ヘッジによるものであります。ヘッジの手段は金利スワップ取引、ヘッジの対象は定期預金の一部であります。

ヘッジ方針は、取締役会の定める「ヘッジ運営基本ポリシー」に従い、ヘッジ対象となる資産・負債等の状況を十分に考慮し決定しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し、ヘッジ対象とヘッジ取引の金利変動幅等を比較することにより判断しております。

(2) リスクの内容

デリバティブ取引のリスクのうち重要なものには、取引対象物の市場価格の変動により損失を被るリスク（市場リスク）と取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなるにより被るリスク（信用リスク）があります。

(3) リスク管理体制

当行は、取締役会の定めた「市場性リスク管理の基本ポリシー」及び「クレジットポリシー」に従い、デリバティブ取引を含む市場性取引全般を管理しております。

デリバティブ取引の執行は、トレジャリーチームの内部規定等の定められた執行手続に従って行っております。

取引状況のモニタリングは、市場リスクについては、統合リスクマネジメントチームが日次で行うとともにALM委員会等経営陣への報告を定期的に行っております。また、信用リスクについては、「デリバティブ取引等与信管理規程」に従って、コーポレートクレジットリスクマネジメントグループが月次で（個別取引先の信用状態が急に変化した場合は随時）行い、必要に応じてクレジット・リスク・コミッティー等経営陣へ報告を行う体制を取っています。

(4) 契約額・時価等についての補足説明

デリバティブ取引に係る「契約額等」は名目上の契約額又は計算上想定している元本で、その金額自体がリスク額を意味するものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	399,244	399,244	△164	△164
	受取固定・支払変動	198,669	198,669	△632	△632
	受取変動・支払固定	199,373	199,373	466	466
	受取変動・支払変動	1,201	1,201	2	2
	金利オプション	33,978	33,978	—	31
	売建	16,989	16,989	△45	151
	買建	16,989	16,989	45	△119
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△164	△133

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記の記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成19年3月31日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	29,728	5,871	△9	△9
	売建	21,659	2,945	△189	△189
	買建	8,069	2,925	180	180
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△9	△9

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

(7) その他（平成19年3月31日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
店頭	バスケット・オプション	771	771	—	—
	売建	385	385	△58	41
	買建	385	385	58	△41
	合計	—	—	—	—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引金融機関等から提示された価格により算定しております。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
記載すべき事項はありません。

II 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
記載すべき事項はありません。

III 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
1. スtock・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当行の執行役：4 当行の使用人：69 当行子会社の取締役：1
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 7,000株
付与日	平成17年12月12日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日 (平成19年6月30日) まで継続して当行または当行子会社もしくは関連会社の役員 (監査役を含む。) または使用人の地位にあること。ただし、事前に当行の取締役会が特別にその後の本新株予約権の保有および行使を認めた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	自 平成17年12月12日 至 平成19年 6月30日
権利行使期間	自 平成19年 7月 1日 至 平成22年 6月30日 ただし、付与対象者が平成22年6月30日より以前に、当行または当行の子会社もしくは関連会社の役員または使用人のいずれの地位をも喪失した場合 (死亡による場合を除く) に、その地位の喪失時に権利行使期間は終了する。

(注) 株式数に換算して記載している。

2. ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) ストック・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	7,000
付与	—
失効	1,100
権利確定	—
未確定残	5,900
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(2) 単価情報

	平成17年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	440,843
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は銀行業以外に一部で貸金業、クレジットカードの取扱いに関する業務等を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【国際業務経常収益】

国際業務（海外）経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務（海外）経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	134,171.65	162,204.67	146,175.53
1株当たり中間(当期)純利益	円	11,661.32	24,857.47	23,012.13
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	—	—	—

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	8,162	17,400	16,108
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間 (当期)純利益	百万円	8,162	17,400	16,108
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	700	700	700
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益の算定に含 めなかった潜在株式の概要		第1回新株予約権 旧商法第280条ノ20及び同 280条ノ21の規定に基づくスト ック・オプションとしての新 株予約権であります。 ・新株予約権の数 1,321個 (1個につき普通株式5株) ・発行価格 無償 ・1株当たりの行使価額 440,843円 ・行使期間 平成19年7月1日から 平成22年6月30日まで	第1回新株予約権 旧商法第280条ノ20及び同 280条ノ21の規定に基づくスト ック・オプションとしての新 株予約権であります。 ・新株予約権の数 1,070個 (1個につき普通株式5株) ・発行価格 無償 ・1株当たりの行使価額 440,843円 ・行使期間 平成19年7月1日から 平成22年6月30日まで	第1回新株予約権 旧商法第280条ノ20及び同 280条ノ21の規定に基づくスト ック・オプションとしての新 株予約権であります。 ・発行数 1,180個 (1個につき普通株式5株) ・発行価格 無償 ・発行価額の総額 2,600,973,700円 ・1株当たりの行使価額 440,843円 ・行使期間 平成19年7月1日から 平成22年6月30日まで

2. なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式を調整した計算により潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は減少しないので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>当行は平成18年10月27日の代表執行役決定に基づき、平成18年11月16日に国内無担保普通社債を発行いたしました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>1 発行した社債 第1回無担保社債（社債の種類 間限定同順位特約付）</p> <p>2 発行総額 200億円 (各社債の金額1億円)</p> <p>3 発行価格 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>4 利率 年1.78%</p> <p>5 払込期日 平成18年11月16日</p> <p>6 償還期限 平成23年11月16日</p> <p>7 償還価額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>8 償還の方法 (1)本社債の元金は、償還期限にその総額を償還する。 (2)償還期日が東京における銀行休業日にあたるときは、支払はその前営業日にこれを繰り上げる。 (3)買入消却は、払込期日の翌日以降、振替機関が業務規程その他の規則に定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>9 担保 本社債には物上担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。</p> <p>10 資金の使途 一般運転資金</p>	<p>当行株券等に対する公開買付契約締結等に関する事項</p> <p>平成19年12月21日付で、ジャパン・バンキング・インベストメント・パートナーズ・エルピー、トウキョウ・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・エルピー、ケイマン・ストラテジック・パートナーズ・エルピー及びジャパン・ブルー・スカイ・キャピタル・パートナーズ・エルピー（以下総称して「公開買付予定者」という。）が発表した「株式会社東京スター銀行株券等に対する公開買付けに向けた公開買付契約締結及び銀行主要株主認可申請に関するお知らせ」により、公開買付予定者が、当行の筆頭株主であるエルエスエフ・ティー・エス・ホールディングス・エス・シー・エイ及び第二位の株主であるエルエスエフ・トウキョウ・スター・ホールディングス・エス・シー・エイとの間で公開買付契約を締結したことが公表されました。</p> <p>公開買付予定者による公開買付けに対し、当行は、今後、公開買付予定者から提供される情報を誠実に検討してまいります。</p>	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		106,810	6.78	72,823	4.24	71,894	4.27
コールローン		8,810	0.56	66,847	3.89	45,817	2.72
買入金銭債権		45,779	2.90	45,464	2.65	41,645	2.47
商品有価証券		6	0.00	1	0.00	6	0.00
金銭の信託		3,643	0.23	3,600	0.21	3,624	0.22
有価証券	※1,9	301,627	19.14	308,525	17.96	323,599	19.22
貸出金	※ 2,3,4, 5,6,7, 8,10	1,083,948	68.77	1,191,064	69.34	1,164,946	69.20
外国為替	※7	384	0.02	312	0.02	1,261	0.08
その他資産	※9	14,555	0.92	19,021	1.11	17,205	1.02
有形固定資産	※11	11,342	0.72	6,119	0.35	11,085	0.66
無形固定資産		4,503	0.29	3,860	0.22	4,793	0.29
繰延税金資産		13,000	0.83	14,385	0.84	12,014	0.72
支払承諾見返		2,419	0.15	1,987	0.12	2,091	0.12
貸倒引当金		△20,648	△1.31	△16,415	△0.95	△16,599	△0.99
資産の部合計		1,576,183	100.00	1,717,599	100.00	1,683,388	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※9	1,416,867	89.89	1,507,421	87.76	1,484,137	88.16
外国為替		3	0.00	6	0.00	30	0.00
社債	※12	23,000	1.46	55,500	3.23	55,500	3.30
その他負債		39,436	2.50	39,088	2.28	38,163	2.27
賞与引当金		1,114	0.07	1,012	0.06	1,636	0.10
役員賞与引当金		708	0.05	745	0.04	1,086	0.07
役員退職慰労引当金		—	—	25	0.00	54	0.00
支払承諾		2,419	0.15	1,987	0.12	2,091	0.12
負債の部合計		1,483,548	94.12	1,605,785	93.49	1,582,699	94.02
(純資産の部)							
資本金		21,000	1.33	21,000	1.22	21,000	1.25
資本剰余金		19,000	1.21	19,000	1.10	19,000	1.13
資本準備金		19,000		19,000		19,000	
利益剰余金		54,815	3.48	76,216	4.44	62,411	3.70
利益準備金		2,000		2,000		2,000	
その他利益剰余金		52,815		74,216		60,411	
繰越利益剰余金		52,815		74,216		60,411	
株主資本合計		94,815	6.02	116,216	6.76	102,411	6.08
その他有価証券評価差額金		△164	△0.01	△2,832	△0.16	△98	△0.01
繰延ヘッジ損益		△2,016	△0.13	△1,571	△0.09	△1,624	△0.10
評価・換算差額等合計		△2,180	△0.14	△4,403	△0.25	△1,723	△0.10
純資産の部合計		92,634	5.88	111,813	6.51	100,688	5.98
負債及び純資産の部合計		1,576,183	100.00	1,717,599	100.00	1,683,388	100.00

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		35,956	100.00	41,996	100.00	73,726	100.00
資金運用収益		24,264		27,251		50,595	
(うち貸出金利息)		(19,710)		(21,559)		(41,036)	
(うち有価証券利息 配当金)		(2,750)		(4,007)		(6,106)	
役員取引等収益		5,745		7,446		12,789	
その他業務収益	※1	1,450		1,274		3,039	
その他経常収益	※2	4,495		6,023		7,301	
経常費用		24,400	67.86	28,359	67.53	52,008	70.54
資金調達費用		4,408		5,528		9,361	
(うち預金利息)		(4,324)		(5,056)		(8,979)	
役員取引等費用		2,815		5,518		7,792	
その他業務費用	※4	91		1,197		309	
営業経費	※3	14,949		15,734		31,014	
その他経常費用	※5	2,136		379		3,530	
経常利益		11,555	32.14	13,637	32.47	21,717	29.46
特別利益	※6	1,990	5.53	18,816	44.80	4,878	6.62
特別損失	※7	44	0.12	3,018	7.18	101	0.14
税引前中間(当期) 純利益		13,501	37.55	29,435	70.09	26,494	35.94
法人税、住民税及び 事業税		5,202	14.47	12,663	30.15	9,926	13.47
法人税等調整額		299	0.83	△532	△1.26	971	1.32
中間(当期)純利益		7,999	22.25	17,304	41.20	15,595	21.15

③【中間株主資本等変動計算書】

I 前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	21,000	19,000	19,000	2,000	48,316	50,316	90,316
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△3,500	△3,500	△3,500
中間純利益	—	—	—	—	7,999	7,999	7,999
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	4,499	4,499	4,499
平成18年9月30日 残高 (百万円)	21,000	19,000	19,000	2,000	52,815	54,815	94,815

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	△427	—	△427	89,888
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)	—	—	—	△3,500
中間純利益	—	—	—	7,999
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)	263	△2,016	△1,752	△1,752
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	263	△2,016	△1,752	2,746
平成18年9月30日 残高 (百万円)	△164	△2,016	△2,180	92,634

(注) 平成18年5月26日の取締役会決議による利益処分項目である。

Ⅱ 当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
平成19年3月31日 残高 (百万円)	21,000	19,000	19,000	2,000	60,411	62,411	102,411
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△3,500	△3,500	△3,500
中間純利益	—	—	—	—	17,304	17,304	17,304
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	13,804	13,804	13,804
平成19年9月30日 残高 (百万円)	21,000	19,000	19,000	2,000	74,216	76,216	116,216

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日 残高 (百万円)	△98	△1,624	△1,723	100,688
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)	—	—	—	△3,500
中間純利益	—	—	—	17,304
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)	△2,733	53	△2,679	△2,679
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△2,733	53	△2,679	11,125
平成19年9月30日 残高 (百万円)	△2,832	△1,571	△4,403	111,813

(注) 平成19年5月25日の取締役会における決議項目であります。

Ⅲ 前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	21,000	19,000	19,000	2,000	48,316	50,316	90,316
事業年度中の変動額							
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△3,500	△3,500	△3,500
当期純利益	—	—	—	—	15,595	15,595	15,595
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	12,095	12,095	12,095
平成19年3月31日 残高 (百万円)	21,000	19,000	19,000	2,000	60,411	62,411	102,411

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	△427	—	△427	89,888
事業年度中の変動額				
剰余金の配当(注)	—	—	—	△3,500
当期純利益	—	—	—	15,595
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	329	△1,624	△1,295	△1,295
事業年度中の変動額合計 (百万円)	329	△1,624	△1,295	10,799
平成19年3月31日 残高 (百万円)	△98	△1,624	△1,723	100,688

(注) 平成18年5月の取締役会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同左	有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証によ	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証によ

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>る回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当中間会計期間の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,876百万円であります。</p>	<p>き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>また、破綻懸念先債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当中間会計期間の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p> <p>前事業年度末まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、当中間会計期間より、担保及び保証からの回収が実質的に終了するまで、直接減額を行わない方法に変更しております。</p> <p>なお、前事業年度末において直接減額した債権のうち、当中間会計期間末において債権額から直接減額した金額は10,310百万円であります。</p>	<p>る回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当期の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 14,969百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		(会計方針の変更) 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、従来、資産の自己査定基準に基づき、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、最近年度において、直接減額した以降に担保不動産の売却などによって相当額の回収を実現した事例が多く生じていることなどを勘案し、当中間会計期間から、債権の回収が実質的に終了し、取立不能の額が確定するまでは、当該部分について貸倒引当金を計上するとともに、回収不能額が実質的に確定した段階でこれらの債権を直接償却する処理に変更しております。この変更に伴い、中間貸借対照表においては、従来の方法に比べて貸出金と貸倒引当金がそれぞれ3,412百万円増加しております。また、中間損益計算書においては、従来会計処理において貸出金償却としていた上記の直接償却額3,279百万円を、貸倒引当金戻入益から控除して表示しております。この結果、従来の方法に比べその他経常費用は3,279百万円減少し、経常利益は同額増加しておりますが、特別利益も同額減少することとなるため、税引前中間純利益への影響はありません。 なお、この変更に伴い、従来の方法に比べ「注記事項（中間貸借対照表関係）」における破綻先債権額が2,133百万円、延滞債権額が1,279百万円、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額が3,412百万円増加しております。	
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 役員賞与引当金 同左	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
		(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間会計期間末における要支給見込額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の当事業年度末における要支給見込額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		(追加情報) 役員退職慰労金は、前中間会計期間は支出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)の改正に伴い、前事業年度の下期において、要支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。 前中間会計期間において上記変更を行った場合は、営業経費が49百万円増加し、経常利益及び税引前中間純利益がそれぞれ49百万円減少いたします。	
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建の資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8. ヘッジ会計の方法	金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。	同左	同左
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
10. 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理	証書貸付及び割引手形等は、取得価額で中間貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。 なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。	同左	証書貸付及び割引手形等は、取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。 なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は94,650百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社株式について適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度より適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は102,313百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成18年5月31日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(企業結合及び事業分離に関する会計基準)</p> <p>「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)が平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(役員退職慰労引当金等に関する会計処理)</p> <p>「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)の改正に伴い、従来、支給時に費用として処理しておりました役員退職慰労金は、当事業年度から、当事業年度末における要支給見込額を役員退職慰労引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は54百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は同額減少しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	—————

追加情報

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—————	<p>(法人所得税の更正処分について)</p> <p>当行は、平成14年3月期から同16年3月期までの法人所得税(法人税、住民税及び事業税)について、営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期に係る見解の相違を主な理由として更正処分を受けました。</p> <p>当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計および税務上適切なものであり、当該更正処分は法的根拠を欠く不当なものと考えていることから、国税不服審判所に対して審査請求を行いましたが、平成19年7月10日に請求棄却の裁決を受領いたしました。当行は、現在、裁決の内容につき外部専門家を含めて十分な検討を行った上で、法的手続その他今後の措置について検討しております。</p> <p>なお、この更正処分を受け、納付(仮払処理)の上で課税の適否を争っている金額は1,587百万円であります。</p>	—————

注記事項
(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 関係会社の株式総額 5,020百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 923百万円、延滞債権額は 25,690百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>なお、破綻先債権額には、DIPファイナンス（再建型法的整理手続先等に対する再建企業向け融資）400百万円が含まれており、当該債権は、担保取得等により全額保全が図られております。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 4百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 11,642百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は38,261百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 4,993百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,720百万円、延滞債権額は 17,284百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 1,077百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 10,996百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 32,078百万円あります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 前事業年度末まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりました。前事業年度末において直接減額した債権のうち、当中間会計期間末において債権額から直接減額している金額は、破綻先債権額 2,271百万円、延滞債権額 8,028百万円あります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 4,993百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 633百万円、延滞債権額は 19,482百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 2百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 14,261百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 34,380百万円あります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、393百万円であります。</p> <p>※8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の間中間会計期間末残高の総額は、76百万円であります。 原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、20,181百万円であります。</p> <p>※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 24,162百万円 担保資産に対応する債務 預金 274百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等 40,481百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は、2,186百万円であります。</p> <p>※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、137,010百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 105,031百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 3,413百万円</p>	<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、744百万円であります。</p> <p>※8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の間中間会計期間末残高の総額は、64百万円あります。 原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,809百万円あります。</p> <p>※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 24,061百万円 担保資産に対応する債務 預金 276百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等 35,834百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は、2,508百万円あります。</p> <p>※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、133,242百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 82,001百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 3,894百万円</p>	<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、862百万円あります。</p> <p>※8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、69百万円あります。 原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、5,740百万円あります。</p> <p>※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 24,085百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,171百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等 33,600百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は、2,254百万円あります。</p> <p>※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、141,515百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 94,682百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 3,953百万円</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※12 社債には、劣後特約付社債 3,000百万円が含まれております。 13. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債権総額 <p style="text-align: right;">- 百万円</p> 14. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債務総額 <p style="text-align: right;">- 百万円</p>	※12 社債には、劣後特約付社債 15,500百万円が含まれております。 13. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債権総額 <p style="text-align: right;">- 百万円</p> 14. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債務総額 <p style="text-align: right;">- 百万円</p>	※12. 社債には、劣後特約付社債 15,500百万円が含まれております。 13. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債権総額 <p style="text-align: right;">- 百万円</p> 14. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債務総額 <p style="text-align: right;">- 百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
※2. その他経常収益には、買取債権回収益 3,300百万円を含んでおります。 ※3. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">499百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">375百万円</td> </tr> </table> ※5. その他経常費用には、貸出金償却 1,982百万円を含んでおります。 ※6. 特別利益は、貸倒引当金取崩益 965百万円、償却債権取立益939百万円及び固定資産処分益 85百万円であります。 ※7. 特別損失には、固定資産処分損 32百万円及び減損損失 7百万円を含んでおります。	有形固定資産	499百万円	無形固定資産	375百万円	※1. その他業務収益には、金融派生商品収益815百万円及び貸出債権売却益452百万円を含んでおります。 ※2. その他経常収益には、貸出債権売却益 3,111百万円及び買取債権回収益1,884百万円を含んでおります。 ※3. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">416百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">476百万円</td> </tr> </table> ※4. その他業務費用には、貸出債権売却損 778百万円及び外国為替売買損361百万円を含んでおります。 ※5. その他経常費用には、貸出金償却2百万円を含んでおります。 ※6. 特別利益は、貸倒引当金戻入益401百万円、償却債権取立益191百万円及び固定資産処分益18,224百万円であります。 ※7. 特別損失には、有価証券評価損2,017百万円及び固定資産処分損999百万円を含んでおります。	有形固定資産	416百万円	無形固定資産	476百万円	※2. その他経常収益には、買取債権回収益 4,778百万円を含んでおります。 ※3. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,087百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">856百万円</td> </tr> </table> ※5. その他経常費用には、貸出償却3,215百万円を含んでおります。 ※6. 特別利益は、貸倒引当金戻入益3,472百万円、償却債権取立益1,284百万円及び固定資産処分益121百万円であります。 ※7. 特別損失には、固定資産処分損78百万円及び減損損失7百万円を含んでおります。	有形固定資産	1,087百万円	無形固定資産	856百万円
有形固定資産	499百万円													
無形固定資産	375百万円													
有形固定資産	416百万円													
無形固定資産	476百万円													
有形固定資産	1,087百万円													
無形固定資産	856百万円													

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業 年度末株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

II 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業 年度末株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

III 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業 年度末株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業 年度末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額 有形固定資産 92百万円</p> <p>減価償却累計額相当額 有形固定資産 56百万円</p> <p>中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 35百万円</p> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 13百万円 1年超 22百万円 合計 35百万円</p> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>・支払リース料及び減価償却費相当額</p> <p>支払リース料 9百万円 減価償却費相当額 9百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <p>1年内 2百万円 1年超 2百万円 合計 5百万円</p>	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額 有形固定資産 48百万円</p> <p>減価償却累計額相当額 有形固定資産 26百万円</p> <p>中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 22百万円</p> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 9百万円 1年超 12百万円 合計 22百万円</p> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>・支払リース料及び減価償却費相当額</p> <p>支払リース料 6百万円 減価償却費相当額 6百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <p>1年内 3百万円 1年超 2百万円 合計 5百万円</p>	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額 有形固定資産 92百万円</p> <p>減価償却累計額相当額 有形固定資産 61百万円</p> <p>期末残高相当額 有形固定資産 30百万円</p> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年内 11百万円 1年超 19百万円 合計 30百万円</p> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料 13百万円 ・減価償却費相当額 13百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <p>1年内 3百万円 1年超 4百万円 合計 7百万円</p>

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)
該当事項はありません。II 当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)
該当事項はありません。III 前事業年度末 (平成19年3月31日現在)
該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>当行は平成18年10月27日の代表執行役決定に基づき、平成18年11月16日に国内無担保普通社債を発行いたしました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>1 発行した社債 第1回無担保社債（社債の種類 間限定同順位特約付）</p> <p>2 発行総額 200億円 （各社債の金額1億円）</p> <p>3 発行価格 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>4 利率 年1.78%</p> <p>5 払込期日 平成18年11月16日</p> <p>6 償還期限 平成23年11月16日</p> <p>7 償還価額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>8 償還の方法 (1)本社債の元金は、償還期限にその総額を償還する。 (2)償還期日が東京における銀行休業日にあたるときは、支払はその前営業日にこれを繰り上げる。 (3)買入消却は、払込期日の翌日以降、振替機関が業務規程その他の規則に定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>9 担保 本社債には物上担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。</p> <p>10 資金の使途 一般運転資金</p>	<p>当行株券等に対する公開買付契約締結等に関する事項</p> <p>平成19年12月21日付で、ジャパン・バンキング・インベストメント・パートナーズ・エルピー、トウキョウ・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・エルピー、ケイマン・ストラテジック・パートナーズ・エルピー及びジャパン・ブルー・スカイ・キャピタル・パートナーズ・エルピー（以下総称して「公開買付予定者」という。）が発表した「株式会社東京スター銀行株券等に対する公開買付けに向けた公開買付契約締結及び銀行主要株主認可申請に関するお知らせ」により、公開買付予定者が、当行の筆頭株主であるエルエスエフ・ティー・エス・ホールディングス・エス・シー・エイ及び第二位の株主であるエルエスエフ・トウキョウ・スター・ホールディングス・エス・シー・エイとの間で公開買付契約を締結したことが公表されました。</p> <p>公開買付予定者による公開買付けに対し、当行は、今後、公開買付予定者から提供される情報を誠実に検討してまいります。</p>	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第6期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月26日関東財務局長に提出。
- (2) 訂正発行登録書
平成18年10月6日提出の発行登録書（社債の募集）に係る訂正発行登録書であります。
平成19年6月26日関東財務局長に提出。
- (3) 臨時報告書
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号、第19号の規定に基づく臨時報告書であります。
平成19年9月14日関東財務局長に提出。
- (4) 訂正発行登録書
平成18年10月6日提出の発行登録書（社債の募集）に係る発行登録追補書類であります。
平成19年10月10日関東財務局長に提出。
- (5) 訂正報告書
平成19年6月26日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
平成19年10月26日関東財務局長に提出。
- (6) 訂正発行登録書
平成18年10月6日提出の発行登録書（社債の募集）に係る訂正発行登録書であります。
平成19年10月26日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社東京スター銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄

指定社員
業務執行社員 公認会計士 志村 さやか

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京スター銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京スター銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年10月27日の代表執行役決定に基づき、平成18年11月16日に国内無担保普通社債200億円を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

株式会社東京スター銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄

指定社員
業務執行社員 公認会計士 南波 秀哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京スター銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京スター銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の注記に「当行株券等に対する公開買付契約締結等に関する事項」が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社東京スター銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 内田 満雄
業務執行社員

指定社員 公認会計士 志村 さやか
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京スター銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京スター銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年10月27日の代表執行役決定に基づき、平成18年11月16日に国内無担保普通社債200億円を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

株式会社東京スター銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄

指定社員
業務執行社員 公認会計士 南波 秀哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京スター銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京スター銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の注記に「当行株券等に対する公開買付契約締結等に関する事項」が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。